

原規規発第 22060110 号
令和 4 年 6 月 1 日

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
代表取締役社長 山崎 肇 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける第1種管理区域から退出した従業員の身体表面密度の検査不実施（追加対応なし、S L IV（通知あり））【第2四半期】

従業員が管理区域から退出する際、身体表面密度の検査を意図的に実施しなかった。当該従業員への聞き取り調査によると、検査を実施せず管理区域から退出したことが過去に複数回あった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「追加対応なし」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html